

27建第863号
平成28年 3月 8日

(一社)長崎県建設業協会 会長 様
(一社)長崎県工務店連合会 会長 様
(一社)長崎県中小建設業協会 会長 様
長崎県電気工事業工業組合 理事長 様
長崎電気設備協同組合 理事長 様
長崎県管工事業協同組合連合会 理事長 様
(一社)長崎県空調衛生設備業協会 会長 様
(一社)日本塗装工業会長崎県支部 支部長 様
長崎県ビルリフォーム協同組合 代表理事 様
長崎県防水工事業協同組合 理事長 様
(一社)長崎県建造物解体工業会 会長理事 様
長崎県板金工業組合 理事長 様
長崎県畳工業組合 理事長 様
長崎県建具木工業組合連合会 会長 様
長崎県表具内装連合会 会長 様

長崎県土木部 建築課長

工事費内訳書取扱要領の運用について(営繕工事)

工事費内訳書取扱要領(最終改正平成28年3月8日27建企第602号)における営繕工事について、下記のとおり、平成28年4月1日から運用することとします。

記

工事費内訳書取扱要領第4において(営繕工事にかかる工事費内訳書の内容及び提出等)

営繕工事とは、建築物の新築、改築、増築、移転、修繕、模様替え及び建築物に関連する設備工事、並びに建築物の解体工事をいう。

(注:長崎県土木部住宅課が発注する県営住宅の工事を含む。)

営繕工事において、提出を求める工事費内訳書については、入札金額の積算にあたり作成する工事費内訳書の種目、科目、中科目、細目に相当する各項目のうち、その一部については、入札時に提出する工事費内訳書への添付を省略することができるものとする。

営繕工事の競争入札 で提出する工事費内 訳書に添付する範囲	科目に相当する項目の記載のあるものまで。
-------------------------------------	----------------------

ここでいう、種目、科目、中科目、細目の名称は、国土交通省が制定した「公共建築工事内訳書標準書式」の例による。

入札時に提出する工事費内訳書へ添付する範囲については、競争入札毎に参加者に通知する。

既に提出されている科目に相当する項目を記載した工事費内訳書に加え、細目に相当する項目を記載した部分の提出を必要に応じて追加して求めることがある。

入札結果等が、工事費内訳書取扱要領第5 に該当する場合などは、上記を踏まえ、工事費内訳書取扱要領に基づき、2次及び3次チェックの確認作業等をおこなうものとする。